

【別添２】

「桑名駅西土地区画整理事業施行地区内６号公園予定地における にぎわい創出事業」に関する基本協定書（案）

「桑名駅西土地区画整理事業施行地区内６号公園予定地におけるにぎわい創出事業」（以下「本事業」という。）に関し、三重県桑名市（以下「甲」という。）と●●または●●を代表事業者とするグループ（以下「乙」という。）において、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、乙が本事業における優先交渉権者として決定されたことを確認するとともに、本事業における甲と乙の役割分担等業務の詳細を定めることを目的とした事業実施協定の締結及び乙の提案内容に基づく事業計画の円滑な推進を目的として、甲と乙の代表事業者との間で施行者管理地の一時使用許可に向け、必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務等）

第２条 甲及び乙は、前条に定める目的の達成に向け、互いに協力し、誠実に対応するものとする。

２ 乙は、本事業の募集要項及び募集要項に付随して示された資料（以下「募集要項等」という。）の内容を遵守するとともに、「桑名駅西土地区画整理事業施行地区内６号公園予定地におけるにぎわい創出事業者選定委員会」から付された意見及び甲の要望を尊重するものとする。

３ 本協定の締結後、乙の代表事業者が離脱した場合、乙は優先交渉権者としての地位を失うものとする。また、乙の構成事業者が受注者から離脱した場合には、乙の代表事業者は、当該離脱が本事業の実施に支障が出ないことについて責任を負うものとし、当該構成事業者の離脱に伴う一切の損害は、当該代表事業者が負担するものとする。

（事業実施協定の締結等）

第３条 甲及び乙は、本協定の締結後、●●までに事業実施協定を締結するものとする。

２ 前項の事業実施協定には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （１）事業全体スケジュール
- （２）甲と乙の役割分担
- （３）本件建物の機能、配置及びデザイン
- （４）乙の事業運営計画
- （５）甲の費用負担の範囲
- （６）その他、本事業を推進するうえで必要な事項

- 3 本協定締結後、乙が本事業の募集要項等に定める応募資格要件を満たさなくなった場合、甲は、事業実施協定を締結しないことができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し違約金を請求しないものとする。
- 4 甲又は乙のいずれの責にも帰さない事由により、事業実施協定の締結に至らなかった場合には、既に甲と乙が事業実施協定の締結のために支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第4条 乙は、本協定に関連して生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ又は担保に供することができないものとする。

- 2 前項各号にかかわらず、事前に甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(準備行為)

第5条 乙は、本協定の締結後、事業実施協定の締結前であっても、自己の責任と費用において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本事業により知り得た相手方の機密情報及び関係権利者の個人情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し又は本協定の目的以外に使用できないものとする。ただし、裁判所から開示を求められた場合、又は桑名市情報公開条例（平成29年3月27日桑名市条例第1号）等に基づき開示する場合はこの限りでない。

- 2 前項に規定する守秘義務は、第8条に定める協定の有効期間経過後も同様に負うものとする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、次の各号に掲げる事由に該当する場合に限り、本協定を解除できるものとする。

- (1) 甲又は乙のいずれの責めにも帰さない社会経済情勢の変化、天災地変、その他やむを得ない事情により、本事業の遂行が困難であることを甲乙協議の上、両者が合意した場合
- (2) 甲又は乙のいずれかが、本協定に違反した相手方に対して、相当期間の是正期間を設けて当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されない場合

- 2 前項の規定に基づき本協定が解除された場合、甲及び乙が本協定の解除時点までに本協定に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業実施協定に定める本事業の終了日までとする。

(協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲及び乙の代表事業者並びに構成事業者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本協定は、日本国の法令及び甲の定める条例に従い解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲及び乙の代表事業者並びに構成事業者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇 年 月 日

甲 住 所 三重県桑名市中央町二丁目37
名 称 桑名市
代表者 桑名市長 伊 藤 徳 宇

乙 「桑名駅西土地区画整理事業施行地区内6号公園予定地
におけるにぎわい創出事業」 優先交渉権者

【代表事業者】

住 所
名 称
代表者

【構成事業者】

住 所
名 称
代表者